

第1章 総則		
<p>1 目的</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号。以下「自治基本条例」といいます。）第10条第4項及び第12条第2項の規定に基づき、市民参加及び協働並びに住民投票に関し基本的な事項を定めることにより、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりの推進を目的とします。</p>	<p>【解説】 この条例は、「市民参加の手續」「住民投票」「協働」を3本柱として構成されています。 その根拠は、岩倉市自治基本条例第10条で「市民参加と協働に関すること」を、第12条で「住民投票の実施に必要な事項」について別に条例で定めるとしていることにあります。最終的に自治基本条例の目的である市民を主体とした自治を実現するために、この条例ではその手段として、「市民参加の手續」「住民投票」「協働」について具体的に規定することにより、市民の意見を広く市政に反映させるとともに、協働によるまちづくりを推進することとしています。</p>
<p>2 定義</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいいます。 (2) 投票資格者 住民投票における投票の資格を有する者をいいます。 (3) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。 (4) アンケート 広く市民の意識を把握するために、執行機関が調査項目を設定して、一定期間内に市民から回答を求める調査をいいます。 (5) 意見交換会 広く市民の意見を直接聴くために、市民と執行機関又は市民同士が議論することを目的として開催する集まりをいいます。 (6) 公聴会 市政に係る政策等の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民の意見を聴くために開催する会議をいいます。 (7) 市民討議会 潜在的な市民の意見を施策に反映する必要がある場合において、執行機関が無作為抽出により市民を選出して開催する集まりをいいます。 (8) パブリックコメント手續 計画の策定、条例の制定等に当たり、その案その他必要な事項をあらかじめ公表して広く市民の意見を募集し、それらの意見及び当該意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手續をいいます。 (9) 政策提案制度 市民が具体的な政策を提案し、その提案に対し、執行機関が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、執行機関の考え方等を公表する一連の制度をいいます。 (10) 市民委員登録制度 市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、審議会等の委員の候補者としてあらかじめ市民を登録する制度をいいます。</p>	<p>【趣旨】 用語の定義を行い、次条以下の用語の解釈の統一を図るものです。 【解説】 《第1項》 (1) 岩倉市自治基本条例第3条第1号では、市民を「市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体をいいます。」と規定していますので、その定義を踏襲したものです。 (2) この条例では、第3章で住民投票について規定しています。ここでは、投票資格者という用語について定義したものです。なお、投票資格者の要件は第22条で規定しています。 (3) 「附属機関」は、市民や専門的な知識を有する者の意見を行政の運営に反映するため、法律や条例により設置する合議機関をいいます。「これに類するもの」は、法律や条例に基づかず、行政の運営に対する市民の意見の反映を目的として、要綱等により設置するものをいいます。 (4) アンケートは、より多様な市民参加の選択肢を取り入れるために条例案に盛り込まれました。設問を検討する段階から、より多くの市民の声を集約できるよう配慮し、実施することが求められます。 (5) 意見交換会は、広く直接意見を聴くために、執行機関と市民やあるいは市民同士が議論し合うことで、双方向の意見の交換ができる会議をいいます。また、自由な議論や共同作業を通じて合意形成を図るワークショップなども、その一つとして考えられます。 (6) 公聴会は、執行機関の政策の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合に、政策決定の過程において賛成・反対それぞれの市民の意見を聴くために執行機関が開催する会議をいいます。 (7) 市民討議会は、市民の意見を聴くにあたり、公募の形式ではなく、無作為抽出により選ばれた市民がまちづくりの課題などについて話し合った上で、そこで出された意見や提言をまとめ、市政に活かしていこうとするものです。これまで市政に興味はあるがなかなか参加の機会の少なかった市民が参加するきっかけとなり、新しい声を施策に反映できるという効果が期待されます。 (8) パブリックコメント手續は、執行機関の政策の形成過程において、形成しようとする政策の目的、趣旨、内容等の必要な事項を公表し、市民の意見及び情報を求め、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討してその政策に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手續をいいます。 (9) 政策提案制度は、個人的な意見や要望ではなく、豊かな知識と経験を持つ市民が、政策等の提案を自発的に執行機関に行い、市政に参加できる仕組みです。 (10) 市民委員登録制度は、市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、市政に関心を持つ市民をあらかじめ登録しておき、登録された市民を審議会等の委員に登用する制度です。</p>

<p>3 市民の役割</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第3条 市民は、市政及びまちづくりについて、関心を持ち理解するよう努めます。</p> <p>2 市民は、市政及びまちづくりへの積極的な参加や協働によるまちづくりを行うことができます。</p> <p>3 市民は、互いを理解し尊重するよう努めます。</p>	<p>【趣旨】</p> <p>岩倉市自治基本条例第10条第3項には「市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で連携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるものとします。」とあります。よって市民と議会と執行機関の役割について、この条例において規定することとしたものです。なお、「まちづくり」とは、岩倉市自治基本条例第3条第6号に定義する「市民が幸せに暮らしていけるよう、魅力的なまちにしていけるための活動及び事業」をいいます。</p> <p>【解説】</p> <p>市民の役割を規定しています。</p> <p>《第1項》</p> <p>市民による市民参加のきっかけとして、市民は、市政とまちづくりに関心を持つことにより、この条例の目的である市民の意見を広く聞くことと協働によるまちづくりを推進していくことへの理解を深めることに努めることとしています。</p> <p>《第2項》</p> <p>市民は、市政とまちづくりに積極的に参加すること、協働によるまちづくりを行うことができるということを規定しています。さまざまな事情で市民参加をしたくてもできないという市民に対し、配慮した上で、できる規定としています。</p> <p>《第3項》</p> <p>市民は、市民参加や協働に関するだけでなく、日常生活からお互いの立場や考え方、意見等について理解し、それを尊重するものとしています。</p>
<p>4 議会の責務</p>	<p>(議会の責務)</p> <p>第4条 議会は、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号）に基づき、市民参加及び協働に努めるものとします。</p>	<p>【解説】</p> <p>平成23年に制定された岩倉市議会基本条例では、第3章に、市民と議会の関係について定められています。よって、議会における市民参加と協働については、岩倉市議会基本条例に基づき実施に努めることを規定しています。</p>
<p>5 執行機関の責務</p>	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第5条 執行機関は、市政及びまちづくりに関する情報を積極的に市民に提供するものとします。</p> <p>2 執行機関は、市民参加の機会を公平に提供するとともに、市民との協働を積極的に推進するものとします。</p> <p>3 執行機関は、市民参加及び協働を推進するため、必要な施策を実施し、環境の整備を行うものとします。</p>	<p>【解説】</p> <p>《第1項》</p> <p>市民が日頃から市政やまちづくりに対して関心を持ち、その関心を市民参加や協働に結び付けるためには、情報を積極的に市民に提供し、市民と情報を共有することが大切です。執行機関は、市民参加と協働を常に意識し、わかりやすく情報を積極的に発信するよう心がける必要があります。</p> <p>《第2項》</p> <p>市民参加の手続の中で、より多くの市民から意見を聴取する場合には、人によって有利不利が出ないように参加する機会を公平に作ることが重要であり、参加しやすい時間、場所、実施方法等について配慮する必要があります。あわせて、執行機関が市民との協働に積極的に取り組むことを規定しています。</p> <p>《第3項》</p> <p>執行機関が、市民参加及び協働を推進するために必要となる施策を執行機関が実施するとともに、市民参加と協働が進むため環境の整備を行うことを規定しています。</p>
<p>6 職員の責務</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第6条 職員は、市民参加及び協働を推進するため、この条例の趣旨を理解し、誠実に職務を遂行するものとします。</p>	<p>【解説】</p> <p>職員は、市内で勤務する者として、第2条第1号に定義される市民に該当するため、市民としての役割を担っています。また、同時に職務の遂行にあたり、執行機関の役割を担っています。ここでは、市民参加や協働の推進力として、職員がこの条例の趣旨を真摯に理解し、誠実に職務を遂行していくことについて規定しています。</p>

第2章 市民参加の手續		
<p>7-1 市民参加の 手續の対象</p>	<p>(市民参加の手續の対象) 第7条 執行機関は、次に掲げる事項（以下「対象事項」といいます。）を実施しようとするときは、市民参加の手續を行わなければなりません。</p> <p>(1) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し及び評価 (2) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更 (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃</p>	<p>【解説】 これまでも本市は、市民参加の手續を実施してきましたが、ここに改めて統一的な基準を設けるものです。ここでは、市民参加の手續を行わなければならないとする対象事項を規定しています。</p> <p>(1) 「総合計画」は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されています。基本構想は、本市の現状や課題、可能性などを踏まえ、今後のめざすべき将来の都市像、今後10年間のまちづくりの基本理念などを示しています。基本計画は、基本構想に基づき、本市の将来人口及び土地利用方針を示すとともに、基本構想を実現するために各分野において実施すべき施策を体系的かつ具体的な事業計画として明らかにしたものです。</p> <p>岩倉市自治基本条例第16条第2項において、基本構想及び基本計画の策定・見直し・評価に当たっては、市民の参加の機会を保障するとしています。「市の基本的な事項を定める計画等」には、行政改革に関する計画や、分野別の基本計画である環境基本計画、高齢者保健福祉計画、都市計画マスタープランなどのほか、長期的な視点に立って市の方向性を示す男女共同参画基本計画などがあります。</p> <p>(2) 「市の基本的な方針を定める条例」には、自治基本条例、環境基本条例、子ども条例などがあり、この市民参加条例も含まれます。「市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例」には、清潔で美しいまちづくり条例、文化財保護条例などがあります。</p> <p>(3) 「広く市民の公共の用に供される施設」には、学校、図書館、市民プラザ、総合体育文化センター、生涯学習センター、多世代交流センター、公園などがあり、不特定多数の市民が等しく利用できる施設をいいます。公園は計画時から参加することにより愛着の醸成にもつながる可能性があります。なお、道路、河川などは法令等による技術基準があり執行機関側の裁量の余地が小さいため、原則として対象外としていますが、市民の関心の高い場合はこの限りではありません。</p> <p>「設置に係る計画等」とは、施設を新しく作る場合の基本構想、基本計画、基本設計などをいいます。</p> <p>(4) 「市民生活に大きな影響を及ぼす制度」には、通学区域の設定、使用料・手数料等の見直しなどがあります。</p>
<p>7-2 市民参加の 手續の対象 (除外規定)</p>	<p>2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手續の対象としないことができます。</p> <p>(1) 軽易なもの (2) 緊急に行わなければならないもの (3) 法令の規定により事務事業等の実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するため、市民参加の手續の結果を反映しがたいもの (4) 法令の規定により別に市民参加の手續と同様の手續について定められているもの (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (6) 執行機関の権限に属さないもの</p>	<p>《第2項》 第1項で掲げた事項のうち、市民参加の手續の対象としないことができるものについて規定したものです。</p> <p>ここでは、対象にしないことができるとしているものであり、市にとって重要な事項であると判断する場合は、以下の各号に掲げるものであっても市民参加の手續を行うことを排除するものではありません。</p> <p>(1) 「軽易なもの」とは、条例等で法令を引用している場合に、法令の改正によって、引用部分の条・項などの番号や用語の表現方法を変更するための条例改正などをいいます。ただし、直接市民に影響するもの（第1項第2号中「市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃」）に当たる事項については、軽易なものに該当しないものとします。</p> <p>(2) 市民参加の手續を行ってからでは間に合わない、効果が損なわれるなど、執行機関が緊急に対応しなければならないものについては、市民参加の手續を行わなくてもよいものとします。例えば、災害などが発生したときに、すぐに執行機関として意思決定をし、対応しなければならない場合などが考えられます。</p> <p>(3) 法令に一定の事務事業等の実施の基準が定められているものにおいては、法令の基準に基づいて行うこととなり、市民の意思を反映させることが困難なものにあつては、市民参加を行わないことができることとしたものです。税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が示されている場合などが該当します。</p> <p>(4) 法令の規定により、第8条で規定されている審議会等などの市民参加の手續の方法と同様の手續を経ることとされている場合には法令を優先し、市民参加の手續を行わないことができることを規定しています。</p> <p>(5) 地方自治法第74条第1項に、条例の制定又は改廃の請求において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについては対象外とすると規定されていることから、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものについては市民参加の手續の対象とはしないことを規定しています。ただし、地方税法第5条第3項により法定外普通税を起す場合や同法第7項により法定外目的税を起す場合は、執行機関の政策的判断に基づくものであり、市民に与える影響を考慮し、市民参加の手續の対象とします。</p> <p>また、国民健康保険税や介護保険料については、それぞれに条例で協議会や委員会が設置されており、一定の市民参加が担保されているため、市民参加の手續の対象とはしないものとします。</p> <p>(6) 「執行機関等の権限に属さないもの」とは、国や県の権限に属する事項や市議会の運営に関する事項など、執行機関等が自ら実施主体となり得ないものです。</p>
<p>8</p>	<p>(市民参加の手續の方法)</p>	<p>【解説】</p>

<p>市民参加の手法等</p>	<p>第8条 執行機関は、前条第1項の規定による市民参加の手続を行うときは、より多くの市民の意見を反映するため、次に掲げる方法のうちから、複数の方法により行うよう努めなければなりません。</p> <p>(1) 審議会等の設置</p> <p>(2) アンケートの実施</p> <p>(3) 意見交換会等（意見交換会、公聴会及び市民討議会をいいます。）の開催</p> <p>(4) パブリックコメント手続</p> <p>2 市民以外の者で当該事項について利害関係を有するものがあるときは、市民参加の手続に準じた方法で、それらの者の意見を聴くよう努めるものとします。</p>	<p>《第1項》</p> <p>市民参加の方法には、それぞれ特性があり、政策等の形成段階や内容により、実施時期や効果的な方法は異なります。また、参加しやすい方法は、市民により異なることから、複数の市民参加の手続の方法の組み合わせ（マッチングルール）に努めることにより、より多くの意見を聴取することができます。この条文では、複数の方法により実施することを努力規定としています。</p> <p>(3) 市民参加の方法のひとつとして、「意見交換会」の開催を規定しています。</p> <p>第14条に規定している「公聴会」と第16条に規定している「市民討議会」は、「意見交換会」と同じく市民の集まった場所において、執行機関の意見を説明したり、市民の意見を傾聴したりすることが目的であるため、マッチングルールとしては、同一の方法と見なすこととし、「意見交換会等」としています。</p> <p>《第2項》</p> <p>執行機関の行為において、利害関係が発生する者に対しては、市民参加の手続に準じた方法を取り、あらかじめ理解を求めることに努めることを規定しています。想定されるケースとしては、市内に土地や建物を有するが普段は全く関係なく市外で生活している者に対し、執行機関が土地利用に関する計画の策定などをする場合や、市境に公共施設を建設することになったとき、隣接する他自治体の住民に対し日常生活に影響が及ぶ場合などがあります。</p>
<p>9 市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表</p>	<p>(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)</p> <p>第9条 執行機関は、年度当初に、その年度の市民参加の手続の実施予定を取りまとめ、これを公表するとともに、市民参加の手続を実施するときは、その都度、適切な時期にその実施内容について、公表するものとします。</p> <p>2 執行機関は、次の各号に掲げる市民参加の手続を実施したときは、それぞれ各号に定める情報を、速やかに公表しなければなりません。会議等が非公開で行われた場合又はその情報に非公開情報（岩倉市情報公開条例（昭和63年岩倉市条例第18号）第6条第1項各号に定める情報をいいます。）が含まれているときも、非公開情報以外の情報は公表するよう努めます。</p> <p>(1) 審議会等の会議、意見交換会、公聴会及び市民討議会 会議録及びこれらの会議等で述べられた意見に対する執行機関の検討結果</p> <p>(2) アンケート 集計結果</p> <p>(3) パブリックコメント 対象事項の題名、対象事項の案の公表の日、提出された意見又はその概要（提出された意見がなかった場合にあっては、その旨）並びに提出された意見を検討した結果及びその理由</p> <p>(4) 政策提案手続 提案の内容、提案に対する検討の結果及びその理由</p> <p>3 執行機関は、前年度の市民参加の手続の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。</p>	<p>【解説】</p> <p>《第1項》</p> <p>市民参加の手続の実施予定については、時期を逃すと参加の意思があっても機会が失われてしまう可能性がありますので、年度当初に概要を公表します。また、実際に募集をする際には、実施内容を、適切な時期に公表することを規定しています。実施内容は、市民参加の手続の対象事項や方法、その実施時期、審議会等の開催予定や委員の公募情報などをいいます。</p> <p>《第2項》</p> <p>第8条に基づき、市民参加の手続を実施した後は、非公開情報を除き、速やかに実施結果を公表することを規定しています。(1)から(4)では、それぞれの手続によって公表しなければならない内容を規定しています。</p> <p>(1) 審議会、意見交換会等に参加、傍聴ができなかった市民とも情報を共有するとともに、その透明性を高めるために、執行機関は開催記録を作成し、ホームページなどで公表します。また、市民参加の手続により寄せられた意見がどのように扱われたのか、どのように計画等に反映されたのかを市民が知る事が重要なため、意見に対する検討が終わったときは、その結果をホームページなどで公表します。</p> <p>(2) アンケート調査の結果を公表することにより、回答者だけでなく市民誰もが、その後実施される計画や事業にその結果がどのように反映されたかを確認することができます。</p> <p>(3) 執行機関の意思決定に関連して、結果の公表にあたり提出された意見とともに、その意見を案に反映したかどうか、また、なぜそのような対応をしたかをホームページなどで公表します。また、複数の市民から同じような内容の意見が提出されたときは、それらを取りまとめて公表することとします。</p> <p>(4) 市民からの提案に対して、執行機関は担当部署のみならず全庁的な取り扱いとして多角的な視点から総合的に検討した上で、検討結果及びその理由を公表することとします。</p> <p>《第3項》</p> <p>市民参加の手続の実施状況については、前年度に実施した手続を取りまとめたものを公表します。</p> <p>※「非公開情報」について、岩倉市情報公開条例第6条は「公開しないことができる文書」について規定しています。同条例第1項では第1号から第7号で公文書の公開をしないことができる情報を挙げています。本条例では、第1項各号に掲げる情報について「非公開情報」として規定したものです。また情報公開条例第2項では、請求に係る公文書に公開できる情報と非公開情報が記録されている場合は可能な限り区分して公開すること、第3項では、期間等の理由で公開を拒む理由がなくなったときは公開すること、第4項では公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報が公開されてしまうときは公開しないことができることが規定されています。</p>

<p>10 審議会等の委員</p>	<p>(審議会等の委員) 第10条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選任する市民及び市民委員登録制度により登録された市民を含めるものとします。 2 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、委員の在職年数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、より多くの市民に参加の機会が与えられるよう努めるものとします。 3 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、原則として委員の氏名、選任区分及び任期を公表するものとします。</p>	<p>【解説】 《第1項》 審議会等に多様な意見を反映させていくとともに、市民に開かれた議論を進めていくために、公募による市民を委員に加えていくものです。 「原則として」と定めているのは、その審議会等が個人のプライバシーに関わることを審議したり、高度に専門的な知識が要求されたりするような公募になじまない場合や、公募しても応募者がいなかった場合などの例外が想定されるためです。 《第2項》 執行機関が取り組む重要事案について多様な意見を交わして議論し、反映させていくために、専門的な知見のほか、性別や年齢構成のバランスに配慮するとともに、同じ人が委員を何期も務めることがないように配慮するものです。 また、公募による市民委員として同時に複数の審議会等の委員を兼ねることによる特定の人への集中を避けるため、より多くの市民が参加できるよう選任にあたり配慮する必要があります。地域バランスに配慮することも含まれます。 《第3項》 透明性を確保するため、審議会等の委員を選任したときは、当該委員の氏名、任期及び選任の区分を公表することを定めたものです。 「原則として」と定めているのは、委員であること自体が慎重を要する情報となる場合などの例外が想定されるためです。</p>
<p>11 審議会等の会議の公開</p>	<p>(審議会等の会議の公開) 第11条 審議会等の会議は、公開するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができます。 (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合 (2) 非公開情報が含まれている場合 (3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合 2 執行機関は、市民参加の手続として審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、傍聴の手続等を公表しなければなりません。</p>	<p>【解説】 《第1項》 審議会等の会議を原則として公開することを定めたものです。審議会等は、市政について市民の意見を反映させるとともに、専門的知識を取り込んだり、又は市政の公正の確保を図ることを主な目的として設置されるものであり、本来的に公開になじむものであるからです。 各号の規定は、例外的に会議を非公開とすることができる場合を定めたものです。 (1) 法令等の規定により公開しないと規定されている場合は、公開しないことができます。(例) 岩倉市情報公開条例、個人情報保護条例 (2) 第9条第2項と同様に非公開情報が含まれている場合は、公開しないことができます。 (3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生じる場合とは、例えば私語を発する又は議事への批判をしたり、議長が認めていないのに発言及び賛否を表明したりすることのほか、みだりに傍聴席を離れたり、携帯電話を使用したりする等会議の妨げになる行為を行うことが想定される場合などです。 《第2項》 審議会等の会議の公開による市民参加の前提として、執行機関に対し、審議会等の会議の開催の日程や開催場所及び傍聴の手続等について、開催が決定し次第、事前に公表することに努めることを定めたものです。</p>
<p>12 アンケートの実施</p>	<p>(アンケートの実施) 第12条 執行機関は、アンケートを実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければなりません。</p>	<p>【解説】 アンケートは、執行機関の誘導や恣意的な設問があってはなりません。アンケートをするときは、なぜこの調査をするのか、調査結果を今後どのように生かしていくのかなどの目的を明らかにすることが必要です。回答に必要な情報とは、調査項目に関する現状や課題の説明などを言います。</p>
<p>13 意見交換会の開催</p>	<p>(意見交換会の開催) 第13条 執行機関は、意見交換会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければなりません。</p>	<p>【解説】 《第1項》 多くの市民に参加してもらうために、開催日時や開催場所等についてホームページなどで事前に公表します。また、開催の目的を明らかにするとともに開催の目的を市民が理解しやすいよう議題を示すとともに資料等があるときは、その資料もあわせて公表します。</p>

<p>14 公聴会の開催</p>	<p>(公聴会の開催) 第14条 執行機関は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければなりません。</p> <p>(1) 公聴会の開催の日時及び場所 (2) 政策等の案及び案に関する資料 (3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲 (4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間 (5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催に当たり必要と認める事項</p> <p>2 執行機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表するものとします。</p> <p>3 公聴会は、市長が指名する者が公聴会の議長となり、公聴会の議長が公聴会を主宰します。</p> <p>4 公聴会の議長は、公聴会を開催したときは、その都度、公聴会で述べられた意見等を記録し、市長に報告しなければなりません。</p>	<p>【解説】 《第1項》 公聴会を開催する場合に、執行機関が公表すべき事項について規定したものです。</p> <p>《第2項》 提出期間内に公述希望者がいないときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表することを規定したものです。</p> <p>《第3項》 公聴会の議長および議長の役割を規定したものです。</p> <p>《第4項》 公聴会の議長が、公聴会を開催したときは、その都度市長に報告する事項を規定したもので、報告内容は、公聴会の開催及び閉会の日時、公聴会に付した案件の名称、出席者、公聴会の議事、議長が特に必要があると認めた事項等をいいます。</p>
<p>15 公聴会の公述人</p>	<p>(公聴会の公述人) 第15条 市民は、対象事項に対する賛否及びその理由を記載した書面をあらかじめ提出することにより、公聴会で意見を述べることを申し出ることができます。</p> <p>2 執行機関は、必要と認めるときは、対象事項に関し識見を有する者に意見を求めることができます。</p> <p>3 公聴会において意見を述べるることができる者(以下「公述人」といいます。)は、第1項の規定による申出をした者及び前項の識見を有する者の中から執行機関が決定します。この場合において、その案件に対し賛成者及び反対者があるときは、一方の意見に偏らないように公述人を決定しなければなりません。</p>	<p>【解説】 《第1項》 公聴会に出席して意見を述べようとする場合は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を市に申し出ることを規定しています。</p> <p>《第2項》 公聴会は、政策の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民の意見を聴くために執行機関が開催する会議をいいます。こうしたことから、対象事項に関し専門家の意見を聴く必要があるときなど、執行機関が必要と認めるときは、公聴会において識見を有する者の意見を求めることができるものと規定したものです。</p> <p>《第3項》 文書であらかじめ申し出た市民等の中から、公述人を決定する場合は、賛成者、反対者の一方に偏らないように配慮することを定めたもので、識見を有する者によって意見が分かれている場合は、公平を損なうことがないよう配慮して決定します。</p>
<p>16 市民討議会の開催</p>	<p>(市民討議会の開催) 第16条 執行機関は、市民討議会の開催に当たり、住民基本台帳から無作為に抽出した年齢満18歳以上の者に対し、参加を依頼します。</p> <p>2 市民討議会の参加者に対しては、謝礼を支払うこととします。</p> <p>3 執行機関は、市民討議会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければなりません。</p>	<p>【解説】 《第1項》 市民討議会の参加者は、住民基本台帳から無作為に抽出した年齢満18歳以上の市民を対象にしています。年齢要件については、住民投票の投票資格者に準じています。</p> <p>《第2項》 市民討議会の参加者には、積極的な参加を促すとともに、本市への施策に対し真摯に向き合っていただき責任ある発言をもって討論していただくため、謝礼を支払うこととします。</p> <p>《第3項》 市民討議会を開催する場合に、執行機関が公表すべき事項について規定したものです。</p>
<p>17 パブリックコメント手続の実施</p>	<p>(パブリックコメント手続の実施) 第17条 執行機関は、パブリックコメント手続により意見を求めようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければなりません。</p> <p>(1) 対象事項の案及び当該案に関する資料 (2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的又は背景 (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限 (4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続の実施に当たり必要と認める事項</p>	<p>【解説】 パブリックコメント手続を実施するに当たり、公表すべき事項を(1)から(4)に挙げています。</p> <p>(1) 案に関する資料とは、対象事項の案を作成する際に整理した執行機関の考えをまとめたものや、市民が対象事項の案を理解するために必要なわかりやすい資料などをいいます。</p> <p>(2) 案を作成した趣旨や目的又は背景について事前に公表します。</p> <p>(3) 意見の提出先や提出方法及び提出期限を事前に公表します。</p> <p>(4) 提出された意見とそれに対する執行機関の考え方の公表時期などが考えられます。</p>

<p>18 パブリックコメント 手続における 意見等の提出 方法等</p>	<p>(パブリックコメント手続における意見等の提出方法等)</p> <p>第18条 パブリックコメント手続における意見等の提出方法は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 郵便等</p> <p>(2) ファクシミリ</p> <p>(3) 電子メール</p> <p>(4) 執行機関が指定する場所への書面の持参</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、執行機関が認める方法</p> <p>2 パブリックコメント手続における意見等の提出期間は、30日以上とします。ただし、特別の事情があるときは、執行機関は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間を設けることができます。</p> <p>3 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとする者は、住所、氏名その他執行機関が必要と認める事項を明らかにしなければなりません。</p> <p>4 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して、対象事項についての意思決定を行わなければなりません。</p>	<p>【解説】</p> <p>《第1項》</p> <p>意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、書面の持参、その他（例えばウェブ上の回答フォームへの入力など）執行機関が認める方法とし、案の公表の際に明示します。</p> <p>《第2項》</p> <p>執行機関が公表した案に関して、市民が十分に検討する時間が必要です。そのため意見の提出期間は、案の公表の日から起算して30日以上とします。「特別の事情があるとき」とは、法令等で事業の実施期日が決まっているなど、やむを得ず30日以上意見提出期間を設ける時間がない場合などをいいます。</p> <p>《第3項》</p> <p>意見に対する責任の所在を明らかにし、第2条第1号の市民の要件を満たしているかを確認するため、意見を提出する際に住所や氏名等を明らかにすることとします。</p> <p>「その他執行機関が必要と認める事項」としては、市外に在住する市民のうち、市内で働く者は会社等の名称と所在地、市内で学ぶ者は学校の名称と所在地、活動するものや事業を営むものは法人その他の団体の名称と事業所等の所在地、市外に在住する市民のうち市内に固定資産を所有するものについて、その物件の所在地などが考えられます。</p> <p>《第4項》</p> <p>提出された意見を、執行機関はどう受け止め、検討したかを明らかにする必要があります。執行機関は、多角的かつ総合的に検討し、意思決定することを規定しています。</p>
<p>19 政策提案 手続</p>	<p>(政策提案手続)</p> <p>第19条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から市政に関わる現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を執行機関に対して提案することができます。</p> <p>2 執行機関は、政策提案手続により提案を求めようとするときは、次に掲げる事項を事前に公表しなければなりません。</p> <p>(1) 提案を求める政策の目的</p> <p>(2) 提案することができるものの範囲</p> <p>(3) 提案方法及び提出期間</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、提案を求めるに当たり必要な事項</p> <p>3 執行機関は、政策提案手続により提案があった場合には、その提案の内容を公表するとともに、提案のあった政策について総合的に検討し、検討の結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知しなければなりません。ただし、結果が出るまで6月以上かかる場合は、6月を超えないごとに検討状況を当該検討にかかる代表者に通知することとします。</p>	<p>【解説】</p> <p>第2章では執行機関が公表した案などに対して市民が意見を述べる手続を定めていますが、政策提案手続は市政に関し、市民自ら提案することができる制度です。市民が具体的な政策を市に提案し、その提案に対し、市が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の考え方を公表する一連の手続をいいます。</p> <p>《第1項》</p> <p>政策提案を行う市民は、10人以上の連署をもって、その代表者が提案書を提出します。本項に基づく政策提案は、単なる個人的な意見ではなく、市民が市の全体のことを考えた政策を実現するため、対象事項について具体的な提言をするものです。10人以上の連署を必要とした理由は、政策提案という市民参加に当たって、市民の経験と発想から生まれた提案が、市民同士の中で議論が重ねられることにより、提案の内容がより磨かれ、さらに充実したものとなることを目指したものです。</p> <p>提案の時期については、制限を設けていないため、市民はいつでも10人以上の連署により対象事項について、政策提案を行うことができます。</p> <p>《第2項》</p> <p>第1項に対し、執行機関が、市民に政策提案制度により提案を求めようとするとき（公募型）の公表すべき事項として、(1)～(4)を規定したものです。なお、政策提案制度においては、公募型による提出であっても、10人以上の連署をもって提出することが必要です。</p> <p>(1)(2) 執行機関から提案を求める場合、政策の目的やその範囲が設定されていないと具体的な提案に結びつかないためあらかじめ指定するものです。</p> <p>(3) 提出方法や提出期間について、具体的な政策と成り得るかの総合的な評価が必要であり、政策とする場合、予算措置をはじめ様々な準備を要するため検討期間が必要になります。</p> <p>(4) その他提案に当たり必要な事項を規定していきます。</p> <p>《第3項》</p> <p>市民からの提案に対して、執行機関は担当部署のみならず全庁的に取り扱い、多角的な視点から総合的に検討します。検討結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知することを規定しています。ただし、提案内容によっては、検討に時間を要し回答までにかかり期間がかかる案件も想定されますので、提案者に対しては執行機関が責任を持って、検討結果が出ていない場合でも、6か月ごとに検討状況を通知することとしています。</p>

<p>20 市民委員登録制度</p>	<p>(市民委員登録制度) 第20条 市長は、審議会等への市民参加を促進するため、市政に関心を持つ市民をあらかじめ登録するものとします。 2 市長は、登録された市民を審議会等の委員に、公募とは別に、選任するよう努めるものとします。</p>	<p>【解説】 第2条第10号で定義した市民委員登録制度について規定しています。 本市では、これまで試行的に実施し、岩倉市行政経営プラン推進委員会、岩倉市自治基本条例審議会にて採用しています。 《第1項》 審議会等への市民参加を促進するため、市政に関心を持つ市民をあらかじめ登録するものとします。その方法としては、無作為抽出により行うアンケート等を実施する際、趣旨を説明した依頼文と葉書を同封し送付し、呼びかけに応じた市政に関心のある市民を市民登録委員としてリスト化し登録者名簿を作成することを規定しています。また、若い人への働きかけについて工夫が必要です。 《第2項》 執行機関は、審議会等の委員を選任する際には、公募による手続とは別に、前項の登録者名簿から委員を選任するよう努めることを規定しています。</p>
------------------------	---	---

第3章 住民投票

<p>21 住民投票に付することができる事項</p>	<p>(住民投票に付することができる事項) 第21条 住民投票に付することができる事項は、第7条第1項各号に掲げるものうち、市全体に重大な影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとします。 2 次に掲げる事項は、住民投票に付することができません。 (1) 法令の規定により住民投票を行うことができる事項 (2) 執行機関の組織、人事及び財務に関する事項 (3) もっぱら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 (4) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p>	<p>【解説】 《第1項》 住民投票は、市全体に重要な影響を及ぼすものであり、その結果も非常に重要な意味を持つことから、実施できる事項について明確にする必要があります。また、その実施意義は、住民の市政への直接参加のひとつの手段として、市内に在住する住民に対し、直接その意思を確認することができるというものです。ここでは、住民投票の対象事項を、第7条の市民参加手続の対象とするものとした上で、その性質上対象としないものを(1)から(4)までに列挙しています。 《第2項》 (1) 住民投票が法令上規定されているものについては、条例による住民投票制度ではなく、法令に基づく手続により投票を請求することができるため、対象から除きます。 住民投票が法令で規定されているものの例として、次のものがあります。 (例) 市議会の解散請求(地方自治法第76条)、市議会議員の解職請求(地方自治法第80条)、市長の解職請求(地方自治法第81条)、合併協議会の設置(市町村の合併の特例等に関する法律第4条) (2) 執行機関の組織に関する事項、職員の任免、指揮監督等人事に関する事項など、市長や執行機関の権限に関わる事項のほか、予算の調製等財務に関する事項は住民投票になじまないため、対象から除きます。 (3) 住民投票は、全ての市民を対象として実施されるものです。したがって、その影響が特定の市民や地域に限られるような事項については、利害関係の違いから公平な投票結果を得ることができないおそれがあるため、対象から除きます。 (4) 住民投票に付することが適当でない事項であるか否かについては、第1号から第3号までに掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当な場合も考えられることから、このような概括的な項目を設けます。これに該当するには、第1号から第3号までに掲げられた除外事項と同等の合理的理由を有する必要があります。</p>
--------------------------------	--	--

<p>22 投票資格者の要件</p>	<p>(投票資格者の要件) 第22条 投票資格者は、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上岩倉市に住所を有する者とします。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票における投票の資格を有しません。 (1) 公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定(以下「公選法等規定」といいます。)により選挙権を有しない者 (2) 投票資格者名簿に登録されていない者 (3) 投票資格者名簿に登録された者であっても投票日の当日(第32条の規定による投票にあつては、投票しようとする日)に前項の規定に該当しない者</p>	<p>【解説】 投票資格を有する者は、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上岩倉市に住所を有する者とします。 《第2項》 (1) 公職選挙法の規定により、選挙権を有しない者については、本市が実施する住民投票についても同様に投票権を有しないものとしています。 (2) 投票資格者名簿に登録されていない者は投票できないことを規定しています。 (3) 投票資格者名簿に登録されていても、転出者や在留資格を失った者など、投票日の当日に投票資格を有しない者は投票できないことを規定しています。</p>
------------------------	---	--

<p>23 住民投票の実施の請求等</p>	<p>(住民投票の実施の請求等)</p> <p>第23条 投票資格者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票の実施を請求することができます。</p> <p>2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。</p> <p>3 議員は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができます。</p> <p>4 市長は、前2項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により可決したときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が投票資格者総数の4分の1を超えたときは、第2項及び前項の規定によることなく、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>6 市長は、自ら住民投票を発議し実施することができます。</p>	<p>【解説】</p> <p>住民投票を実施するための請求及び発議について必要な事項を定めており、①投票資格者、②議会、③市長による方法があります。</p> <p>なお、投票資格者による請求には、2とおりの方法（以下の①-1及び①-2）を規定しています。①-1は、投票資格者による請求のハードルを下げるため、50分の1以上の署名数で請求できるものとした上で、議会の議決が必要です。①-2は、署名数4分の1以上による請求があった場合は、議会の議決によらず無条件で実施するものとしています。4分の1以上とした理由は、この条例の検討期間中に実施された衆議院議員選挙の岩倉市の投票者数が約18,000人でしたので、その過半数の9,000人以上の賛成により物事が決定されると考えられるとすると、この9,000人は、岩倉市の投票資格者（約36,000人）の4分の1に相当するためです。</p> <p>以下は、住民投票が実施される要件についてまとめたものです。</p> <p>【①-1投票資格者による請求の場合】</p> <p>《第1項》投票資格者の総数の50分の1以上の署名を添えて、請求代表者から市長に必要な事項を記載した書類を提出することで請求を行います。</p> <p>《第2項》市長は、意見をつけて市議会に付議します。</p> <p>《第4項》議会が出席議員の過半数の賛成により可決したときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>【①-2投票資格者による請求の場合】</p> <p>《第5項》投票資格者の総数の4分の1以上の署名を添えて、請求代表者から市長に必要な事項を記載した書類を提出することで請求を行います。議会の議決によらず、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>【②議会による発議の場合】</p> <p>《第3項》地方自治法第112条の規定による議案の議員提案に必要な議員の賛成数と同じ、議員定数の12分の1以上の賛成を得て住民投票の実施を提案することができます。</p> <p>《第4項》議会が出席議員の過半数の賛成により可決したときは、住民投票を実施しなければなりません。</p> <p>【③市長による発議の場合】</p> <p>《第6項》市長は、自ら住民投票を提案し実施することができることを規定しています。</p>
<p>24 住民投票の形式</p>	<p>(住民投票の形式)</p> <p>第24条 住民投票は、二者択一で賛否を問う形式によるものでなければなりません。</p>	<p>【解説】</p> <p>住民投票で、住民の意思を確認する際の選択肢の設定方法を定めています。</p> <p>住民投票を行うということは、特定の事項について、賛成か反対、あるいは対立する二つの施策のいずれに賛成かといった意見が市全体で拮抗している状態であることが想定されること、二者択一とした方が投票する人にとって分かりやすいこと、二者以上の選択肢を設けると過半数の死票が出る可能性があったり、解釈によって結果が大きく異なってしまったりするという欠点があることから、住民投票に付する事項の形式は二者択一とします。</p>
<p>25 住民投票の執行</p>	<p>(住民投票の執行)</p> <p>第25条 住民投票は、市長が執行するものとします。</p> <p>2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を岩倉市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」といいます。）に委任するものとします。</p> <p>3 選挙管理委員会の委員は、自ら住民投票の実施の請求をし、及びこれに必要な署名の収集をすることはできません。</p>	<p>【解説】</p> <p>住民投票の執行者が市長であることを明らかにしています。その上で、住民投票の具体的な管理及び執行の事務を岩倉市選挙管理委員会に委任することを定めています。</p> <p>《第1項》</p> <p>自治基本条例では、市長は、住民投票を実施することができることと規定していることや、住民投票が、市全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められる事項について実施するものであることから、市の代表者である市長の事務と位置付けます。</p> <p>《第2項》</p> <p>住民投票の管理と執行に関する事務は、直接請求の手続と同様のものであり、地方自治法では、こうした手続を選挙管理委員会が行う規定となっていること（第74条の2）、また、投票や開票に関する手続は選挙の場合とほぼ同様であることから、住民投票に関する事務を効率的に行うとともに、投開票に関する事務の客観性や透明性を確保するため、地方自治法第180条の2の規定により住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任します。</p> <p>《第3項》</p> <p>選挙管理委員は、公平性と透明性を確保するため、投票資格者であっても代表者として住民投票を発議するための請求をしたり、自ら住民投票の請求に必要な署名を集めることはできないことを規定しています。</p>

<p>26 代表者 証明書 等の交 付等</p>	<p>(代表者証明書等の交付等)</p> <p>第26条 第23条第1項の規定により住民投票の実施を請求しようとする者の代表者(以下「請求代表者」といいます。)は、市長に対して、住民投票に付そうとする事項、その趣旨その他必要な事項を記載した請求書をもって同項の請求をし、かつ、請求代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」といいます。)の交付を受けなければなりません。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、請求代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに請求代表者に代表者証明書を交付し、その旨を公表するとともに、選挙管理委員会に通知しなければなりません。</p> <p>3 前2条に定めるもののほか、住民投票の実施の請求のために行う署名については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2及び第74条の3の規定の例によるものとします。</p>	<p>【解説】</p> <p>《第1項》 請求代表者は、住民投票に付そうとする事項、その趣旨その他必要な事項を記載した請求書を沿え、市長に対し、文書で代表者証明書の交付を請求し、交付を受ける必要があります。</p> <p>《第2項》 市長は、請求代表者が投票資格者名簿に登録されているかどうかを確認し、登録されている場合は、代表者証明書を交付します。また、その旨を公表するとともに、選挙管理委員会に通知をしなければならないことを規定しています。</p> <p>《第3項》 請求代表者は、請求者の署名簿を選挙管理委員会に提出して、署名し押印したものが投票資格者名簿に登録されたものであることの証明を求めます。この場合、選挙管理委員会はその日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければなりません。</p> <p>選挙管理委員会は、署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から7日以内に署名簿を、あらかじめ告示した上で、公衆が見やすいように縦覧します。異議がない場合は、その旨と有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付しなければなりません。</p> <p>また、署名簿において、無効とする例として、法令の定める成規の手続によらない署名、何人であるかを確認しがたい署名が挙げられています。</p>
<p>27 要旨の 公表等</p>	<p>(要旨の公表等)</p> <p>第27条 市長は、第23条第4項から第6項までの規定により住民投票を実施することとなったときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければなりません。</p>	<p>【解説】</p> <p>住民投票の実施が決定したときは、市長は、公告やホームページなどでその要旨を公表します。同時に事務を委任する選挙管理委員会に通知します。</p>
<p>28 投票資 格者名 簿の調 製と登 録</p>	<p>(投票資格者名簿の調製と登録)</p> <p>第28条 選挙管理委員会は、第26条第2項の規定による通知があったときは、別に規則で定めるところにより、投票資格者名簿を調製し、投票資格者総数の50分の1及び4分の1の数を告示しなければなりません。</p> <p>2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、別に規則で定めるところにより、第29条第2項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該住民投票の期日)現在における投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければなりません。</p> <p>3 選挙管理委員会は、第29条第3項の規定により住民投票の期日を変更したときは、同条第4項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該変更後の住民投票の期日)現在における投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければなりません。</p>	<p>【解説】</p> <p>《第1項》 投票資格者名簿の調製は、選挙管理委員会が行います。調整時期は、第26条第2項により請求代表者に代表者証明書の交付が行われ、その旨が公表され、選挙管理委員会に通知があったときとしています。なお、名簿の調製にあたり、住民投票の請求に必要な署名数である50分の1及び4分の1の数を告示しなければなりません。</p> <p>《第2項》 選挙管理委員会は、住民投票を実施する際には、投票の資格を有する者をできる限り登録し得るよう、投票日を告示する日の前日現在で名簿の登録を行います。</p> <p>《第3項》 選挙管理委員会は、投票日を変更したときは、その旨を告示する日の前日現在で名簿の登録を行います。</p>
<p>29 投票日</p>	<p>(投票日)</p> <p>第29条 選挙管理委員会は、第27条の規定による通知があったときは、その旨を告示し、その日から起算して30日を経過し、90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」といいます。)を定めるものとします。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日を当該投票日の7日前までに告示しなければなりません。</p> <p>3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県の議会の議員若しくは長の選挙、本市の議会の議員若しくは長の選挙又は国民投票が行われるとき、その他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができます。</p> <p>4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日とその変更理由を付して速やかに告示しなければなりません。</p>	<p>【解説】</p> <p>住民投票の投票日の決定及び投票日の告示並びに投票日の変更及び変更後の投票日の告示について、規定しています。</p> <p>《第1項》 住民投票の投票日は、市長が住民投票の実施を決定したことを告示した日から起算して、30日以上90日以内に、選挙管理委員会が住民投票の投票日を定めることとしています。</p> <p>(1) 30日以上とした理由 ① 住民投票を実施するための準備時間が必要であるため ② 投票資格者に対して十分な周知を図り、投票運動などを通して住民投票に付される事案の内容について議論し、理解を深めていただくためには、十分な時間が必要であるため。</p> <p>(2) 90日以内とした理由 ① 投票日までの期間が長過ぎると、投票資格者の住民投票に対する関心が薄れてしまう懸念があるため。 ② 住民投票の投票資格者は、投票日までに3か月以上、市内に住所を有することが必要とされていることから、一時的に投票資格者になることを目的とした転入を防ぐため、90日を超えない範囲で住民投票を実施する必要があるため。</p> <p>《第2項》</p>

		<p>公職選挙法で、政令指定都市以外の市の議会の議員及び市長の選挙の期日（投票日）は、少なくとも投票日の7日前に告示しなければならないとしているものと同じ内容としています。</p> <p>《第3項》</p> <p>住民投票の投票日に国や地方の選挙が行われることとなったときは、選挙管理委員会は投票日を変更することができます。第36条では、住民投票では投票運動は原則自由となっており、例えば選挙では禁じられている戸別訪問をした場合にそれが選挙運動のためのものなのか、住民投票の投票運動のためのものなのか区別がつきにくく、選挙違反の取締りが困難になることなどの理由によるものです。</p> <p>《第4項》</p> <p>選挙管理委員会は、投票日を変更した場合は速やかに告示しなければならないことを規定しています。</p>
30 投票所等	<p>（投票所等）</p> <p>第30条 投票所及び第32条に規定する期日前投票の投票所（次項において「期日前投票所」といいます。）は、選挙管理委員会の指定した場所に設けます。</p> <p>2 選挙管理委員会は、前条第2項の規定による告示の日に投票所及び期日前投票所を告示しなければなりません。</p>	<p>【解説】</p> <p>《第1項》</p> <p>投票所と期日前投票所の場所は、選挙管理委員会が定めますが、基本的には直近に行われた選挙の投票所と同様とします。投票所は、通常行われている選挙の際の投票場所と同じにすることが、投票する市民にとって分かりやすく混乱を招くことがないと考えられます。</p> <p>《第2項》</p> <p>選挙管理委員会は、投票日の7日前までに投票所と期日前投票所を告示することを規定しています。</p>
31 投票の方法等	<p>（投票の方法等）</p> <p>第31条 投票は、一人一票とし、秘密投票とします。</p> <p>2 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければなりません。</p>	<p>【解説】</p> <p>《第1項》</p> <p>住民投票は、選挙と同様に1人1票の秘密投票とします。秘密投票については、憲法第15条第4項で、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。」と規定しています。</p> <p>《第2項》</p> <p>選挙人の投票の手続きに関しては、公職選挙法で、選挙の当日投票しなければならないこと、本人が自ら投票所に行き投票をしなければならないこと、選挙人名簿又はその抄本との対照を経て投票しなければならないことを定めていますが、住民投票においても同様の手続きを規定するものです。</p>
32 期日前投票等	<p>（期日前投票等）</p> <p>第32条 投票人は、前条の規定にかかわらず、別に規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票をすることができます。</p>	<p>【解説】</p> <p>住民投票の投票日当日に投票所に行くことができない投票人のために、選挙と同様に期日前投票又は不在者投票を行うことができることを定めています。第31条第2項に規定されているとおり、投票を行う投票資格者は、投票の公正を確保するため、投票日に自ら投票所に行き、投票しなければなりません。</p> <p>しかし、選挙の場合、選挙人が投票しやすい環境を整えるために、選挙の投票日当日一定の理由により投票所で投票することができない選挙人のために、選挙の投票日における投票と同様に、直接、投票箱に投票用紙を投函することができる期日前投票制度や、選挙人名簿登録地以外の選挙管理委員会で投票したり、郵便等投票証明書を交付された障がい者の方等が郵便による投票をすることができる不在者投票制度があります。</p> <p>この制度の趣旨に準じて本市の住民投票制度についても期日前投票又は不在者投票が行えることを規定したものです。</p>
33 代理投票等	<p>（代理投票等）</p> <p>第33条 身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙に記載することができない投票人は、別に規則で定めるところにより代理投票又は点字投票をすることができます。</p>	<p>【解説】</p> <p>投票は、秘密を守るため、投票資格者本人が自書することが原則です。</p> <p>しかし、身体の故障その他の理由により投票用紙に記載できない人も、投票することができるよう、例外措置として点字による投票や、代理投票をすることができる規定を設けています。</p>
34 無効投票	<p>（無効投票）</p> <p>第34条 次に掲げる投票は、無効とします。</p> <p>（1）所定の投票用紙を用いないもの</p> <p>（2）白紙投票</p> <p>（3）投票の意思が明らかに判別し難いもの</p> <p>（4）他事の記載により投票の秘密を脅かすと認められるもの</p> <p>2 選挙管理委員会は、分かりやすい投票の方法に配慮し、無効票が生じないよう努めるものとします。</p>	<p>【解説】</p> <p>《第1項》</p> <p>無効となる投票を列举しています。</p> <p>（1）（2）所定の用紙を用いない投票、白紙投票は無効とします。</p> <p>（3）投票用紙の記載内容について、明らかに投票者の意思が判別できない投票については、無効とします。</p> <p>（4）投票については秘密投票が原則となっています。例えば、投票者自身の氏名が記載されていた場合、開票時に立会人に自身の投票行動が分かってしまう恐れがあり、投票の秘密が脅かされてしまうため、無効とします。</p> <p>《第2項》</p> <p>選挙管理委員会は、投票用紙の文字の大きさや書き方、投票所内の受付や記載台の配置など、分かりやすい投票の方法に配慮し、無効票が生じることがないよう努めることを規定します。</p>
35	<p>（情報の提供）</p>	<p>【解説】</p>

情報 の 提供	<p>第35条 市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票に関し必要な情報を広報紙等により提供しなければなりません。</p> <p>2 市長は、前項に規定する情報の提供に際しては、住民投票に係る事項についての中立性の保持に努めるものとします。</p>	<p>《第1項》</p> <p>市長は、投票資格者の投票の判断に役立てるため、住民投票に関する情報を、市民に提供することを定めています。</p> <p>住民投票は、市政の重要な事項について市民の意思を直接確認する仕組みであることから、投票に当たっては、投票資格者が熟慮した上で投票することが期待されています。こうしたことから、投票資格者が投票に当たり、どのような判断をするか十分に検討することができるよう、投票の対象となっている事項について、執行機関が保有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するなど、市長に情報を提供する責務があることを規定しています。</p> <p>《第2項》</p> <p>住民投票の執行者である市長には、中立的な立場が求められます。この項は、情報提供に当たっても、情報提供の内容が賛否いずれかに偏ったものとならないよう、中立性に十分配慮した上で情報を提供する必要があります。</p>
36 投票 運 動	<p>(投票運動)</p> <p>第36条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはなりません。</p>	<p>【解説】</p> <p>住民投票に関する投票運動について定めています。</p> <p>住民投票に付された事項に対する投票資格者の理解を深めるとともに、投票資格者の間で議論を活発にすることにより、住民投票に対する投票資格者の関心を高めることが必要であることから、投票運動は原則自由に行えるものとします。しかしながら、買収や強迫といった行為により、投票資格者の自由な意思を拘束するようなことや、投票資格者の投票行動を不当に干渉するようなことは行ってはなりません。</p> <p>なお、投票結果に拘束力を持たない住民投票であることから、罰則は設けません。ただし刑法に触れる犯罪行為や迷惑行為は、警察への通報等により厳粛に対処するものとします。</p> <p>※ 住民投票の投票日が選挙の投票日と近接する場合、住民投票の投票運動も政治活動とみなされ、公職選挙法等により制限されます。</p>
37 投票 結 果 の 告 示	<p>(投票結果の告示)</p> <p>第37条 選挙管理委員会は、住民投票が実施されたときは、開票結果を告示しなければなりません。</p>	<p>【解説】</p> <p>選挙管理委員会は、住民投票が実施されたときは、投票率に関わらず、開票結果を告示します。</p>
38 投票 結 果 の 尊 重	<p>(投票結果の尊重)</p> <p>第38条 議会及び市長は、投票資格者に占める有効投票総数の割合を考慮した上で、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>	<p>【解説】</p> <p>岩倉市自治基本条例第12条第3項の「～尊重しなければなりません」という規定内容について、この条例の中で具体的に規定しています。</p> <p>「投票資格者に占める有効投票総数の割合」とは、投票率のことをいいます。</p> <p>ここでは、成立要件を規定せずに常に開票し、投票率の高低も含めて住民投票の結果を尊重していくことを規定しています。開票すれば、投票率の高低に関わらず、結果のみが重視されることになりかねないので、投票率と開票結果を合わせて公表し、両者を含めて住民投票の結果として受け止め、議会及び市長は尊重していかなければなりません。そうすることで、開票結果のみに誘導されることをなくし、一方で、投票した住民の思いを反映することもできます。</p>
39 再 請 求 の 制 限 期 間	<p>(再請求の制限期間)</p> <p>第39条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから3年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について住民投票を行うことはできません。</p>	<p>【解説】</p> <p>投票の結果が明らかになった場合に、住民投票に付した事項と同一または同旨の事項について再度の請求を行うことができない期間を定めています。</p> <p>住民投票を実施した場合、よほどの状況の変化がない限り短期間で住民の総意が変化することは考えにくいことです。また、短期間に住民投票が繰り返されると市の財政に過大な負担が生じます。</p> <p>一方で、同一の事案について再度の投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないこととなります。結果の安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするためには、3年程度の制限期間を設けることが適当と考えます。</p>
40 投票 及 び開票	<p>(投票及び開票)</p> <p>第40条 この章に定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに岩倉市公職選挙管理規程（平成15年9月29日選管訓令第2号）の規定の例によるものとします。</p>	<p>【解説】</p> <p>住民投票の投票と開票の手続について定めています。</p> <p>住民投票の投票と開票に関する手続は、選挙とほぼ同じもので、その事務を選挙管理委員会に委任すること、選挙の投票と開票の手続は制度として確立されたものであることなどから、この条例やこの条例に基づく規則、規程に規定する内容以外の事務については、公職選挙法ほかの法令及びそれらの解釈や運用に準じて行うことにより、透明性の高い、公正かつ効率的な制度となるとともに、投票や開票が円滑に実施できます。</p>

第4章 協働

4 1 協働を進める上での基本原則	(協働を進める上での基本原則) 第4 1条 市民及び執行機関は、協働を進める際には、以下の原則に従うものとし、 す。 (1) 補完性の原則 それぞれの役割や責任を明確にし、互いに補完します。 (2) 相互理解の原則 互いの立場や特性の違いを理解し、尊重します。 (3) 共有の原則 目的、目標及び情報を互いに共有します。 (4) 対等性の原則 互いの主体性を認め合い、対等なパートナーとして取り組みます。 (5) 公開性の原則 事業の経過や結果等の情報の公開に努め、透明性を確保します。 (6) 自主・自立の原則 自主性を持ち、かつ自立して活動に取り組みます	【解説】 協働を進める上での基本原則をこの条例に規定しています。平成24年に策定した「岩倉市協働ルールブック」で定めたものを基本としています。 市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政などそれぞれの主体は、以下の(1)から(5)の原則を心構えとして持ちながら協働のまちづくりを進めていく必要があります。なお、この条例の策定に当たり、(6) 自主・自立の原則を新たに加えています。 (1) 補完性の原則 市民や行政には、それぞれ得意な分野と苦手な分野があります。協働による効果を最大限に生かすためには、それぞれの「役割」や「責任」を明確にし、足りない部分を相互に補完することが重要です。 (2) 相互理解の原則 協働を進めていくときは、お互いの信頼関係が築かれていなくてはなりません。相互に価値観や行動原理が異なっても、お互いの「立場」や「特性」の違いを理解し、尊重し合うことが大切です。 (3) 共有の原則 協働するにあたり、それぞれの「目的」と「目標」が同じ方向を向いていなければ協働する意义がありません。そのため、まずは目的と目標を共有することが協働への第一歩と言えます。また自治基本条例第4条において「情報共有の原則」が規定されています。共有の原則では、行政や団体がそれぞれの情報を提供したり、時には自ら情報を得たりすることにより、より協働で行う取り組みに効果が期待されるため情報共有についても含んで意味しています。 (4) 対等性の原則 協働を進めていくときは、相互の自主性・自立性を尊重しつつ、お互いが共にまちづくりの主役であるという主体性を認め合い、対等なパートナーという関係のもとで協働に取り組むよう心掛ける必要があります。また、市民の目線に立って協働を進めていくことが重要です。 (5) 公開性の原則 複数の主体が共に考え、行動するためには、情報が公開・共有されていることが必要不可欠です。また、自分たちの地域を良くしていくためには、その事業に関わる人だけでなく、地域の方々の理解と共感、協力がなければうまくいきません。そのためにも協働を進めるときは、著作権や個人情報等の保護に十分配慮しながら、情報公開条例や個人情報保護条例の規定に則って、その事業のプロセスや結果などの情報を可能な限り公開し、誰にでもわかるよう「透明性」を保っていくことが大切です。これにより、新たな参画機会の拡充にもつながります。 (6) 自主・自立の原則 協働に取り組む団体は、自主的に活動し、かつ自立した活動を目指していかなければなりません。補助金を当てにしたり、補助金があるから活動を継続したりというスタンスだけでは、本当の協働関係とは言えません。自主・自立性の確保により、(4) 対等性の原則が生きてくることとなります。
----------------------	---	---

<p>4 2 協働の取組</p>	<p>(協働の取組) 第4 2条 執行機関は、市政における政策の形成、執行及び評価（以下「政策形成等」といいます。）を行う場合には、市民との協働により実施するよう努めるものとします。 2 協働による政策形成等が行われた場合には、その経過、決算、結果等の情報を公表するものとします。 3 協働による政策形成等は、事業協力、事業共催などの他、行政から市民への補助及び助成並びに後援及び事業委託など多様な形態があります。</p>	<p>【解説】 協働の場面での、PDCAについて規定しています。 PDCAとは、企画（Plan）実行（Do）評価（Check）改善（Action）の手順を回すことで、業務が継続的に改善され、より洗練された事業としていくサイクルをいいます。 《第1項》 岩倉市市民協働ルールブックには、協働の段階を、①企画立案段階、②事業・活動等の実施段階、③評価・改善段階に大別しています。 執行機関は、各段階において市民との協働を図っていくことを努めるよう規定しています。また、評価の結果、改善策を講じる場合には、市民に分かりやすく公開していくことが必要です。 《第2項》 協働による政策形成等が実施された場合には、その経過や事業自体の成果を公表することより、事業の周知を図ると同時に市民から評価を受けることはとても重要です。また、財政的な支援を受けた団体等が、事業が適正に執行されていることについて透明性を高めるため、決算状況などの情報を公表するものとしています。 《第3項》 岩倉市市民協働ルールブックには、事業・活動の実施段階において、協働の種類として①事業委託、②事業共催、③補助・助成、④後援、⑤事業協力を挙げています。また、協働の主体は、①市民、②市民活動団体、③地域団体、④事業者、⑤行政としています。この条文では、協働の種類、またその主体についての多様性も表現しており、協働のあり方は豊富なバリエーションが考えられることについて述べています。各主体は、どのような形態がそれぞれの活動に合っていて、どうすればより協働が推進されるのかアンテナを高く張っておくことが重要です。</p>
<p>4 3 公益的 活動の 支援</p>	<p>(公益的活動の支援) 第4 3条 執行機関は、地域団体や市民活動団体（以下、団体等といいます。）が実施する公益的な活動に対し、次に掲げる支援をすることができます。 (1) 財政的支援 (2) 情報提供 (3) 前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める事項 2 市民は、公益的な活動を実施する団体等を支援するとともに、自らも活動に積極的に参加するよう努めるものとします。 3 団体等は、公益的な活動に積極的に取り組むとともに、支援を受けるに当たっては活動の公益性や透明性を高め市民の理解を得るよう努めるものとします。</p>	<p>【解説】 公益的な活動とは、地域が抱える諸課題の解決を図り、または市民の福祉向上やまちづくりに貢献するなどの活動をいいます。 《第1項》 公益的な活動に取り組む団体等に対する執行機関の支援について規定しています。 (1) 財政的支援は、現在、実施されている区育成補助金や市民活動助成金のほか、各種、市民活動団体に対する補助金に当たるものです。申請や審査などの手順を得て、適正に支出されるものでなければなりません。 (2) 執行機関は、公益的な活動に対し情報の提供に努め、円滑な活動を支援するものとします。 (3) 前各号に限らず、執行機関は、公益的な活動を行う上で必要な活動の場の提供や人的支援など幅広い支援を実施していくことができます。 《第2項》 市民は、公益的な活動をする団体等を支援していくことに加えて、自らも活動に積極的に参加していくよう努めていくことを規定しています。 《第3項》 団体等は、財政的支援も含め、支援を受けるには、それ相応の努力義務として補助金の用途や支出の管理等の活動の透明性を高め、実施する公益的な活動について、市民からより理解されるよう努めていくことを規定しています。</p>
<p>4 4 中間支 援組織 の設置</p>	<p>(中間支援組織の設置) 第4 4条 執行機関は、市民との協働が円滑かつ効果的に取り組まれるよう中間支援組織を設けるものとします。</p>	<p>【解説】 中間支援組織とは、市民と行政、市民と市民など多様な協働のあり方が、円滑に、そしてより効果的に取り組まれていくよう各主体の中間で支援を行う組織をいいます。ここでは、岩倉市民プラザ内に設置されている「市民活動支援センター」を中間支援組織として位置づけ、市民活動支援センターがよりいっそう市民との信頼関係を築くことにより、コーディネートや相談、情報発信、イベント等の支援等の活動を促進していく機関として規定しています。</p>
<p>4 5 協働に よるま ちづく りを担 う人材</p>	<p>(協働によるまちづくりを担う人材) 第4 5条 市民及び執行機関は、協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成に努めるものとします。 2 市民は、協働によるまちづくりを担う主体としての自覚を持ち、識見や資質を高めるよう努めるものとします。</p>	<p>【解説】 岩倉市自治基本条例の目的では、協働のまちづくりの推進により市民自治の実現を図ることを掲げていますが、それには協働のまちづくりを担う市民の存在が不可欠です。 《第1項》 協働の担い手を発掘すること、さらに育成していくことは非常に重要であり、市民と執行機関は、それに努めることを規定しています。 《第2項》 市民も協働を担う主体であることを自覚し、自ら識見や資質を高め、協働の主役にふさわしい人物を目指すよう努めるものとします。市民には職員も含まれており、共に人材として成長していくことを期待したものです。</p>

第5章 その他		
46 審議会 による 検証等	(審議会による検証等) 第46条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証等は、岩倉市自治基本条例第25条第3項で定める審議会により行うものとします。	【解説】 岩倉市自治基本条例第25条第3項に基づき設置される岩倉市自治基本条例審議会により、必要な事項を審議するとともに、定期的な検証を行うことを規定しています。 なお、検証機関として規定するに当たり、岩倉市自治基本条例審議会の所掌事項として市民参加条例の検証に関するものを加えることとします。
47 条例の 見直し	(条例の見直し) 第47条 市長は、前条の規定による検証を踏まえ、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。	【解説】 この条例についての検証は、前条において岩倉市自治基本条例審議会で行うこととしています。条例の運用状況や効果を検証した結果を踏まえた上で、社会情勢や市民参加の状況に応じて、市民参加及び協働がより一層推進されるよう必要に応じて見直しを行うことを規定しています。
48 委任	(委任) 第48条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定めます。	【解説】
附則	附則 (施行期日) 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。 (経過措置) 2 施行日から平成28年6月18日までの間における第22条第2項第1号の規定は、年齢満18歳以上20歳未満の者を公職選挙法第9条第2項に規定する選挙権を有するものとみなして適用します。	【解説】 《第2項》 平成27年6月19日に改正公職選挙法が公布され、その1年後の平成28年6月19日に施行されることが決定しています。ただし、この条例が平成28年4月1日に施行されてから、平成28年6月18日までの間に住民投票が執行されることがあった場合は、まだ年齢20歳以上が選挙権を有し、年齢満18歳以上20歳未満の者については選挙権を持ちません。そのため、年齢満18歳以上20歳未満の者に公職選挙法第9条第2項の規定を適用し選挙権を有するものとみなすことにより、この条例の第22条第2項第1号の規定が適用される場合には住民投票の資格を有しないものと解することができます。